

「インバウンド誘客強化事業(アジア市場)業務委託」に対する質問と回答について

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書5(3) セールス活動	<p>下記①、②の業務内容について、回数(●回以上)や手法(訪問、オンライン)などの規定がありますか。</p> <p>①本市への誘客に繋がる事業者(現地旅行会社、各種メディア等)に対して、定期的にアプローチを行うこと。</p> <p>②現地旅行会社に対し、本市を取り扱った旅行商品造成に向けた戦略的なセールス活動を広く行うとともに、売れ筋やトレンド等のヒアリングを定期的に行うこと。</p>	<p>お尋ねのありました業務内容における回数や方法(訪問またはオンライン)については、特段の規定はございませんので、その点も踏まえ、ご提案いただきますようお願いいたします。</p>
2	実施要領10(1) 提出書類	<p>企画提案書(任意様式)」について、</p> <p>①提出させていただく企画提案書のサイズ、タテヨコなどをご提案させて頂きやすい様式でよろしいでしょうか。</p> <p>②プレゼンテーションの際には、提出させていただいた企画提案書の抜粋版など、プレゼン時間に合わせた資料でプレゼンをさせていただくことは可能でしょうか。それとも、提出させていただいた企画提案書のみ利用可能でしょうか。</p>	<p>①企画提案書のサイズやレイアウトについては、特に指定はございません。</p> <p>②プレゼンテーションでは、限られた時間内で提出いただいた企画提案書の内容を的確に伝えるため、抜粋版や要約版の資料を利用いただいても構いません。</p>
3	仕様書5(1) 体験コンテンツ による誘客プロ モーション	<p>ランディングページを活用した販売促進について、</p> <p>①販売促進をするのは“体験コンテンツ”という認識でよろしいでしょうか。それとも、(体験コンテンツを含む)旅行ツアーやFIT商品でしょうか。</p> <p>②販売促進するものの“数”や“単価”など規格(目安)がありますでしょうか。</p> <p>③販売促進の目的は、インバウンド客の客数でしょうか。それとも滞在中の旅行支出の高いインバウンド客の獲得でしょうか。</p>	<p>①「体験コンテンツ」自体を対象として想定しておりますが、体験コンテンツを含む旅行商品等の販売促進に関する提案を妨げるものではありません。</p> <p>②数量や単価など、特定の規格(目安)は定めておりません。</p> <p>③本市では、中長期的な目線でインバウンド誘客促進による観光消費額の拡大を目指しており、その目標の達成に資するアプローチであれば、「インバウンド客数」、「高付加価値旅行者」のいずれを対象として設定いただいても構いません。</p>

No.	質問項目	質問内容	回答
4	2024年度の実施内容について	現在実施されている2024年度の「インバウンド誘客強化事業(アジア市場)業務委託公募型プロポーザル」について、内容がわかる資料(実施報告書など)を共有いただけないでしょうか。	2024年度事業の実施報告書については、事業未完了につき共有することができません。なお、業務仕様書等については、市HPに掲載しております。 <a href="https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/bid/information/374782.html">https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/bid/information/374782.html</a>
5	仕様書5(2)情報発信	2024年度実施時の情報発信に対するKPIについて、下記3点について教えていただけないでしょうか。 ①KPI内容(指標) ②目標値と実績 ③それに対する宮崎市様の評価	①受託事業者との協議のうえ決定した事項になりますので、申し訳ありませんが回答できません。 ②同上。 ③中間報告時点で、設定したKPIを達成しており、満足している。
6	仕様書5(3)セールス活動	2024年度実施時のセールス活動に対するKPIについて下記の3点について教えていただけないでしょうか。 ①KPI内容(指標) ②目標値と実績 ③それに対する宮崎市様の評価	①受託事業者との協議のうえ決定した事項になりますので、申し訳ありませんが回答できません。 ②同上。 ③設定したKPIを達成しており、満足している。
7	仕様書5(4)ファミツアー ①旅行会社招請	「招請した現地旅行会社が、ファミツアーを契機に造成した旅行商品の商品数、送客状況を把握し、その実績と効果について報告すること。」とありますが、ここでの「旅行商品」とは、「体験コンテンツ」、「(交通手段、宿泊、コンテンツを含む)個人旅行向けパッケージツアー」、「団体ツアー」のいずれでも問題ないでしょうか。それともいずれか規定はありますでしょうか。	ファミツアー実施後に造成された旅行商品であれば、いずれのものでも問題ございません。
8	仕様書5(2)情報発信	「各種媒体(メディア、SNS、旅行関連サイト、観光関連誌、OTA等)を活用した情報発信」とありますが、基本的には該当エリアに対して宮崎の魅力発信という認識でよろしいでしょうか。それとも、「(1)体験コンテンツによる誘客プロモーション」「(3)セールス活動」「(4)ファミツアー」で造成されたいずれかの旅行商品のPRの方が望ましいでしょうか。	ご認識のとおり、宮崎の魅力(食・文化・自然等)の発信を想定しておりますが、事業効果の最適化を図るうえでは、旅行商品のPR自体を妨げるものではございません。また、業務仕様書に記載のとおり、「仕様書5(1)体験コンテンツによる誘客プロモーション」と連携した効果的な情報発信についてもご提案いただきますようお願いします。

No.	質問項目	質問内容	回答
9	実施要領 13 (2) 契約保証金	「契約締結にあたっては、受注者は、宮崎市財務規則第 105 条の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第 105 条第 1 項各号に該当するときは免除できるものとする。」との記載がありますが、「規則第 105 条第 1 項各号への該当の有無」は、どのタイミングで判断されますでしょうか。	受託候補者決定後、契約締結の過程で判断することとなります。